

# 《記入例》

日付を記入して  
ください。

## 誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小田原市長様

住所や氏名等を記入して  
押印してください。  
※指定工事店の場合は、  
商号（名称）も記入して  
ください。

〒250-8555

住 所 小田原市荻窪 300 番地

申請者 商号（名称） 〇〇設備工業

氏名（代表者） 小田原 太郎



電 話 0465-XX-XXXX

私（法人にあっては、役員を含む。）は、次の規定に該当しない者であることを  
誓約します。

（指定工事店）

小田原市下水道条例 第5条の3第2項第1号、第5号若しくは第6号

（責任技術者）

小田原市下水道条例 第5条の10第2項第1号若しくは第2号

該当するほうに✓を  
記入してください。

※誓約書は、指定工事店の分は1枚、責任技術者の分は責任技術者1人につき1枚提出してください。

例：指定工事店及び責任技術者2人の更新

- ・指定工事店の誓約書×1枚
- ・責任技術者の誓約書×2枚（2人分）

⇒合計3枚を提出

※責任技術者のかたは、商号（名称）欄への記入は不要です。

< 参考資料 >

小田原市下水道条例（抜粋）

（指定の基準）

第5条の3 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をするものとする。

- (1) 神奈川県内の区域内に営業所を有すること。
  - (2) 前号の営業所ごとに、第5条の8の登録を受けた者が1人以上専属していること。
  - (3) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、指定をしてはならない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 第5条の6第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
  - (3) 第5条の13の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
  - (4) 排水設備工事の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - (5) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (6) 法人であって、役員のうち前各号のいずれかに該当する者がいるもの

（登録の基準）

第5条の10 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であって、指定工事店に専属して従事しているものと認めるときは、登録をするものとする。

- (1) 市長が指定する排水設備工事責任技術者試験（以下「責任技術者試験」という。）に合格した者であって、合格してから5年を経過していないもの又は合格後5年以内ごとに市長が指定する排水設備工事責任技術者更新講習（以下「更新講習」という。）を継続して受けているもの
  - (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると市長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、登録をしてはならない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (3) 第5条の13の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者